

## 建設工事の契約保証について

落札者は、工事請負契約の締結にあたり、契約保証が必要な場合には、つぎに掲げる①から⑤のいずれかを契約の保証として提出しなければならない。

### ①契約保証金

(1) 落札者は、契約保証金を現金で納付する場合は、入札終了後速やかに契約担当者へその旨申し出、契約担当者から交付される納付書により、指定の金融機関へ振り込み、納入通知書兼領収書を契約担当者へ提出すること。

(2) 契約保証金は、請負代金額の10分の1以上の金額とする。

(3) 契約担当者は、落札者から提出のあった納入通知書兼領収書を複写し、原本を落札者に返却することとし、写しは請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(4) 請負代金額の変更等により、契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当者の指示に従うこと。

(5) 請負者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は市に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(6) 請負者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに契約保証金の還付を求める旨の請求書を提出すること。なお、契約保証金には利息を付さないものとする。

### ②債務不履行による損害金の支払いを保証する金融機関の保証に係る保証書

(1) 債務不履行により生じる損害金の支払の保証ができるものは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合（以下「金融機関」という。）とする。

(2) 保証書の宛名は、「（契約担当者）」と記載するよう申し込むこと。

(3) 債務保証の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

(4) 保証書上の保証に係る工事名は、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

(5) 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

(6) 保証期間は、工期を含むものとする。

(7) 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6か月以上確保されるものとする。

(8) 保証書は、請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(9) 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合の取扱いについては、契約担当者の指示に従うこと。

(10) 請負者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたときは、金融機関から支払

われた保証金は市に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(11) 請負者は、金融機関が保証した場合には、工事完成後、契約担当者から保証書の返還を受け、金融機関に返還するものとする。また、契約担当者に保証書を受領した旨の領収書を提出すること。

#### ③債務不履行による損害金の支払いを保証する前払保証事業会社の保証に係る保証証書

(1) 債務不履行により生じる損害金の支払の保証ができるものは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に規定する保証事業会社（以下「前払保証事業会社」という。）とする。

(2) 保証証書の宛名は、「（契約担当者）」と記載するよう申し込むこと。

(3) 保証証書上の保証に係る工事名は、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

(4) 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

(5) 保証期間は、工期を含むものとする。

(6) 保証債務履行の請求有効の期間は、保証期間経過後6か月以上確保されるものとする。

(7) 保証証書は、請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(8) 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当者の指示に従うこと。

(9) 請負者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたときは、前払保証事業会社から支払われた保証金は市に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(10) 前払金保証契約との一体契約となり、金銭的保証単独の契約はできない。

#### ④債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

(1) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証するものである。

(2) 保証証券の宛名は、「（契約担当者）」と記載するよう申し込むこと。

(3) 証券上の主契約の内容としての工事名は、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

(4) 保証金額は、請負代金額の10分の1以上の金額とする。

(5) 保証期間は、工期を含むものとする。

(6) 保証証券は、請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(7) 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当者の指示に従うこと。

(8) 請負者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は市に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

⑤債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険による保証に係る証券

(1) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。

(2) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

(3) 保険証券の宛名は、「(契約担当者)」と記載するよう申し込むこと。

(4) 証券上の契約の内容としての工事名は、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

(5) 保険金額は、請負代金額の10分の1以上の金額とする。

(6) 保険期間は、工期を含むものとする。

(7) 保険証券は、請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(8) 請負代金額の変更等により保険金額又は保険証券の記載の内容を変更する場合の取扱いについては、契約担当者の指示に従うこと。

(9) 請負者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は市に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。